

(2) 環境関係法律等に係る項目

1) 環境基本法に基づく環境基準及び類型指定状況

ア 大気汚染

大気の汚染に係る環境基準は、人が通常生活する地域において、表 3-2-1 に示す項目及び基準（維持されることが望ましい目標値）が設定されている。

ただし、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、基準は適用しない。

表 3-2-1 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
ベンゼン	1年平均値が $0.003\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が $0.15\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。

備考

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が $10\mu\text{m}$ 以下のものをいう。
3. 微小粒子状物質の環境基準は、微小粒子状物質による大気の汚染の状況を的確に把握することができると思われる場所において、濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定器による方法により測定した場合における測定値によるものとする。
4. 微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準は、維持され、または早期達成に努めるものとする。
5. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が $2.5\mu\text{m}$ の粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。
6. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
7. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

昭和48年 5月 8日 環境庁告示第25号（二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント）

昭和53年 7月11日 環境庁告示第38号（二酸化窒素）

平成 9年 2月 4日 環境庁告示第 4号（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン）

平成21年 9月 9日 環境省告示第33号（微小粒子状物質）

イ 騒音

騒音に係る環境基準については、一般地域と道路に面する地域とで類型及び区分に応じた基準値が設定されている。

一般地域の基準を表 3-2-2 に、道路に面する地域の基準を表 3-2-3 に示す。また、道路に面する地域のうち、幹線交通を担う道路に近接する空間については、特例として表 3-2-4 の基準値に掲げる数値が設定されている。

札幌市、小樽市及び石狩市では、これらの環境基準を適用すべき地域類型の指定を行っており、影響範囲（騒音・振動）の騒音に係る類型指定状況を図 3-3-13 に示す。

事業実施区域は、騒音に係る環境基準の指定地域外に位置している。

表 3-2-2 騒音に係る環境基準（一般地域）

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下
備考 1. 地域の類型 AA:療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域 A:専ら住居の用に供される地域。 B:主として住居の用に供される地域。 C:相当数の住居と併せて商業、工業などの用に供される地域。 2. 時間の区分 昼間:午前6時から午後10時まで 夜間:午後10時から翌日の午前6時まで		

表 3-2-3 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

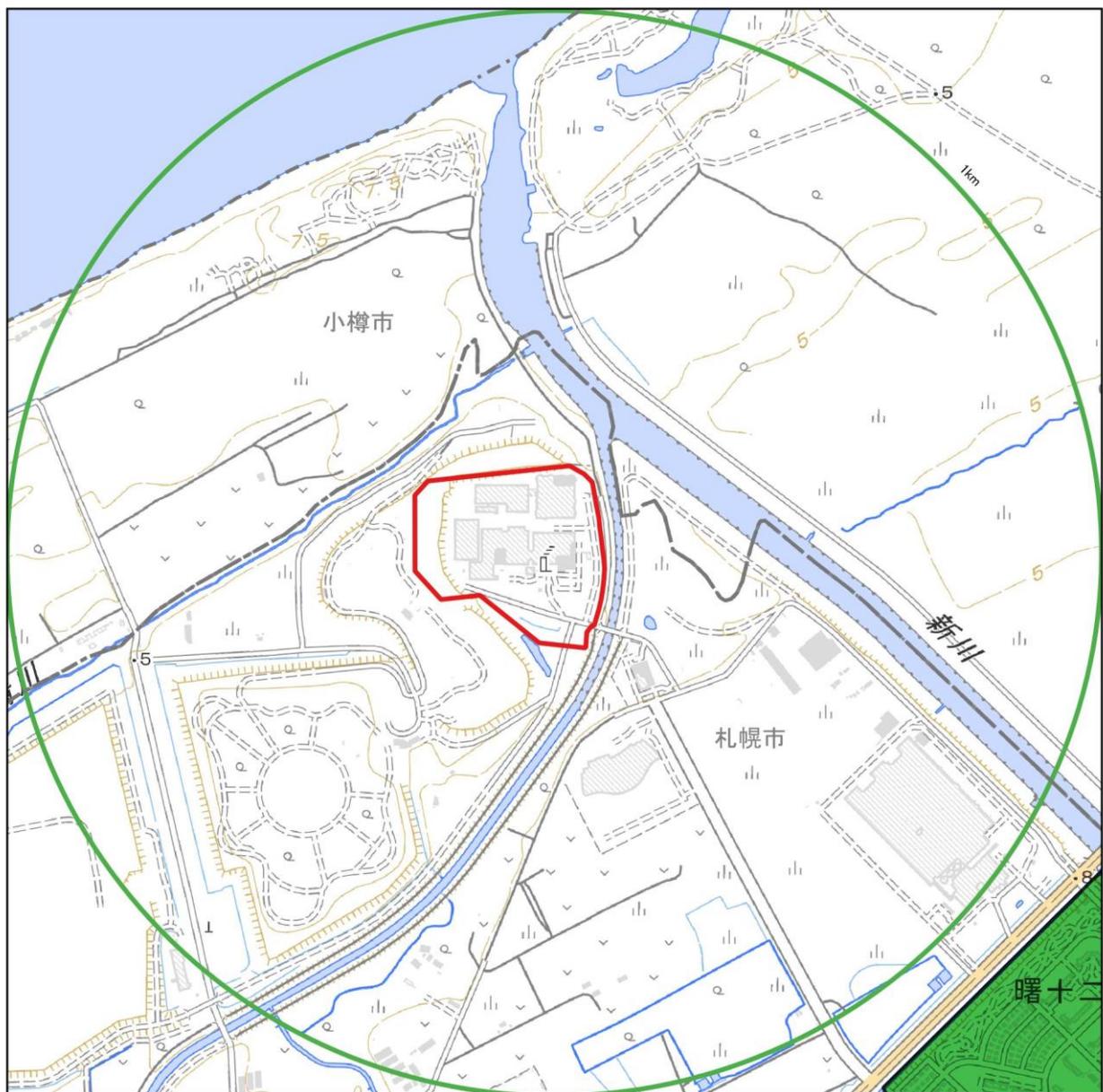
地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下
備考 車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。		

表 3-2-4 騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間）

基準値	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下
備考 1. 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては4車線以上の車線を有する区間に限る。）等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲を特定する。 ・2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路:15メートル ・2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路:20メートル 2. 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあつては45デシベル以下、夜間にあつては40デシベル以下)によることができる。	

平成10年9月30日 環境庁告示第64号

平成17年5月26日 環境省告示第45号



凡例

- 事業実施区域
- 市町村界
- 影響範囲(騒音・振動)
- A類型指定地域



1:12,500

0 0.25 0.5 km



※この地図は、国土地理院発行の電子地形図(タイル)を使用したものである

出典：「都市計画情報サービス」(札幌市市民文化局 都市計画部ホームページ)
「小樽市都市計画閲覧サービス」(小樽市建設部都市計画課ホームページ)
「石狩市暮らしマップ 都市計画」(石狩市ホームページ)

図 3-2-1 騒音に係る環境基準の類型指定地域図

ウ 水質

水質汚濁に係る環境基準では、人の健康の保護に関する基準と生活環境の保全に関する基準が定められている。

人の健康の保護に関する環境基準は、全公共用水域に一律に適用され、基準値は表 3-2-5 に示すとおりである。

生活環境の保全に関する環境基準のうち、利水目的に応じて知事が指定する水域類型ごとに適用される基準が定められており、河川（湖沼を除く）のうち利用目的の適応性に関する基準を表 3-2-6 に、水生生物の生息状況の適応性に関する環境基準を表 3-2-7 に示す。

札幌市内の河川において、令和 6 年 12 月現在、水生生物保全に係る環境基準の類型指定地点はない。

影響範囲（水質）における水域類型の指定状況を、表 3-2-8 及び図 3-3-14 に示す。新川下流（新川全域、琴似川全域の札幌市上水西野取水口より下流）はD類型に、新川上流（琴似発寒川の札幌市上水西野取水口より上流）はA類型に指定されている。清川、濁川、手稲山口川及び東濁川は、環境基準の類型に指定されていない。

表 3-2-5 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
ガドミウム	0.003mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	シマジン	0.003mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
PCB	検出されないこと。	ベンゼン	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	硝酸性及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下		
備考 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。			

昭和46年12月28日 環境庁告示第59号

平成11年 2月22日 環境庁告示第14号(硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素)

平成21年11月30日 環境省告示第78号(1,1-ジクロロエチレン、1,4-ジオキサン)

平成23年10月27日 環境省告示第94号(カドミウム)

平成26年11月17日 環境省告示第126号(トリクロロエチレン)

出典：札幌市環境局都市推進部環境対策課ホームページ

表 3-2-6 生活環境の保全に関する環境基準（河川（湖沼を除く。）：利用目的の適応性）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質濃度 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下	第1の2の(2)により水域 類型ごとに指定する水域
A	水道2級 水産1級及びB以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下	
B	水道3級 水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/ 100mL 以下	
C	水産3級 工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—	
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—	
E	工業用水3級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	—	

備考

1. 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数のデータ数）のデータ値（ $0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。）とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。
3. 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
4. 水道1級を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100mL 以下とする。
5. いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300CFU/100mL 以下とする。
6. 水産1級、水産2級及び水産3級のみを利用目的とする場合については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
7. 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)）/100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

(注)

1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

表 3-2-7 生活環境の保全に関する環境基準（河川（湖沼を除く。）
：水生生物の生息状況の適応性）

項目 類型	水生生物の生息 状況の適応性	測定方法		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較 的低温域を好む水生生物 及びこれらの餌生物 が生息する水域	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	20CFU/100mL 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生 物Aの欄に掲げる水生 生物の産卵場（繁殖場） 又は幼稚仔の生育場と して特に保全が必要な 水域	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	300CFU/100mL 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高 温域を好む水生生物及 びこれらの餌生物が生 息する水域	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	1,000CFU/100mL 以下
生物特B	域のうち、生物Bの欄に 掲げる水生生物の産卵 場（繁殖場）又は幼稚仔 の生育場として特に保 全が必要な水域	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	—
備 考 1. 基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。 平成15年11月 5日 環境庁告示第123号 平成21年11月30日 環境省告示第78号 平成24年 8月22日 環境省告示第127号 平成25年 3月27日 環境省告示第30号				

表 3-2-8 河川の環境基準類型指定状況

水域名		水域範囲	類型指定	告示年月日
新川	新川下流	新川及び琴似川の全域並びに琴似発寒川 の札幌市上水道西野取水口から下流	D(イ)	2000年3月31日
	新川上流	琴似発寒川の札幌市上水道西野取水口か ら上流	A(イ)	1973年3月15日

注) 達成期間「イ」は類型指定後直ちに達成すること。

達成期間「ロ」は類型指定後、5年以内で可及的すみやかに達成すること。

出典：「生活環境の保全に関する環境基準の水域類型指定状況」（令和 6 年 12 月現在、北海道環境生活部）



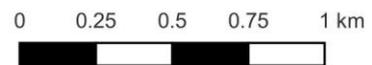
凡例

- 事業実施区域
- 市町村界
- 影響範囲(水質)
- 河川(環境基準D類型)
- 河川(類型指定なし)
- ➔ 流向

- ① 新川(二級河川)
- ② 清川(普通河川)
- ③ 濁川(二級河川)
- ④ 手稲山口川(普通河川)
- ⑤ 東濁川(二級河川)



1:25,000



※この地図は、国土地理院発行の電子地形図(タイル)を使用したものである

出典：「生活環境の保全に関する環境基準の水域類型指定状況」(平成 27 年 3 月現在、北海道環境生活部)

図 3-2-2 河川環境基準の類型指定状況図

エ 土壌汚染

土壌の汚染に係る環境基準を、表 3-2-9 に示す。

表 3-2-9 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること
備考	<p>1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.003mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。</p> <p>3. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4. 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。</p> <p>5. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>

平成3年8月23日 環境庁告示第46号

平成22年6月16日 環境省告示第37号(カドミウム)

平成26年3月20日 環境省告示第44号(1,1-ジクロロエチレン)

オ 地下水

地下水の水質汚濁に係る環境基準を、表 3-2-10 に示す。地下水の環境基準は、すべての地下水に適用される。

表 3-2-10 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg/L以下
PCB	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	ベンゼン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L以下	硝酸性及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。 4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。 			

昭和46年12月28日 環境庁告示第59号

平成 9年 3月13日 環境庁告示第10号(地下水)

平成11年 2月22日 環境庁告示第14号(硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素)

平成21年11月30日 環境省告示第78号(クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,4-ジオキサン)

平成23年10月27日 環境省告示第94号(カドミウム)

平成26年11月17日 環境省告示第126号(トリクロロエチレン)

2) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準の設定状況

ダイオキシン類による大気汚染に係る環境基準、ダイオキシン類による水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）に係る環境基準、ダイオキシン類による土壌汚染に係る環境基準を、表 3-2-11 に示す。

表 3-2-11 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準

媒体	基準値	適用・適用除外範囲
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
水質 (水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/l以下	公共用水域及び地下水について適用する。
水底の底質	150pg-TEQ/g以下	公共用水域の水底の底質について適用する。
土壌	1,000pg-TEQ/g以下	廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。 3. 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。 4. 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合、簡易測定方法により測定した場合にあつては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。 		

平成11年12月27日 環境庁告示第68号

平成14年 7月22日 環境省告示第46号

3) 公害の防止に関する法令に基づく地域区域の指定状況及び規制基準

ア 大気汚染防止法等に基づく区域の指定状況、規制基準等

大気汚染防止法では、ばい煙発生施設から発生する硫黄酸化物、ばいじん、窒素酸化物及び塩化水素に係る排出基準を定めている。

札幌市生活環境の確保に関する条例では、ばい煙発生施設から発生するばいじんに係る排出基準が定められている。なお、小樽市では、ばいじんの規制基準及び要請限度を適用すべき地域の指定がなされているが、北海道及び石狩市では規制基準は定められていない。

(7) 硫黄酸化物

硫黄酸化物の排出基準は、排出口の高さに応じて許容される排出量を表 3-2-12 に示す式により、K値（定数）を用いて算出する。

K値（定数）は政令で地域ごとに定めており、札幌市、小樽市及び石狩市のK値を表 3-2-13 に示す。事業実施区域はK=4.0である。

表 3-2-12 硫黄酸化物に係る排出基準

項目	単位	硫黄酸化物
廃棄物焼却炉	m ³ /h	$q = K \times 10^{-3} \times H_e^2$
q : 温度0℃、圧力1気圧における硫黄酸化物の許容排出量 K : 政令で地域ごとに定める値 H _e : 上昇補正煙突高さ(m)		

昭和46年 6月22日 厚生省、通産省令第1号

平成14年 5月15日 環境省告示第15号

表 3-2-13 政令で地域ごとに定める値（K値）

区域		K値
札幌市	札幌市(手稲金山98番地の区域、手稲金山131番地から174番地までの区域、手稲本町592番地及び593番地の区域、手稲平和、手稲西野938番地から1006番地までの区域、手稲福井、山の手、盤溪、小別沢、藻岩山、北ノ沢、中ノ沢、南沢、砥石山、硬石山、白川、砥山、石山、常盤、藤野、滝野、簾舞、豊滝、小金湯、定山溪、定山溪温泉東1丁目から東4丁目まで、定山溪温泉西1丁目から西4丁目まで並びに有明を除く)の区域	4.0
	上記以外の区域	17.5
小樽市	全ての区域	8.0
石狩市	全ての区域	17.5

昭和49年3月26日 政令第62号

昭和43年政令第329号

昭和46年厚生省・通商産業省令第1号

(イ) ばいじん

廃棄物焼却炉の排出口からのばいじんについて、焼却能力ごとに定められている排出基準を表 3-2-14 及び表 3-2-15 に示す。

表 3-2-14 大気汚染防止法におけるばいじんに係る排出基準

令別表 第一の項	ばい煙発生施設の種類	焼却能力 (t/h)	標準酸素 濃度補正 On(%)	ばいじんの 排出基準値 (g/m ³ N)
13	廃棄物焼却炉	4以上	12	0.04
		2~4	12	0.08
		2未満	12	0.15

昭和46年 6月22日 厚生省、通産省令第1号

平成10年 4月10日 総理府令第27号

表 3-2-15 札幌市生活環境の確保に関する条例におけるばいじんに係る排出基準

ばい煙発生施設の種類	ばいじんの排出基準[g/m ³ N]	
	H11年6月30日ま でに設置された施設	H11年7月以降に 設置された施設
廃棄物焼却炉	0.25	0.15

平成14年3月6日札幌市告示 第5号

(ウ) 窒素酸化物

廃棄物焼却炉の排出口からの窒素酸化物について、施設の規模ごとに定められている排出基準を表 3-2-16 に示す。

表 3-2-16 窒素酸化物に係る排出基準

令別表 第一の項	細番号	ばい煙発生施設の種類	規模 (万m ³ N/4)	残存酸素濃度 On(%)	窒素酸化物の 排出基準値 (ppm)
13	①	浮遊回転燃焼式焼却炉(連続)	4以上	12	450
			4未満	12	450
	②	特殊廃棄物焼却炉(連続炉)	4以上	12	250
			4未満	12	700
	③	廃棄物焼却炉 (連続炉、①②以外)	4以上	12	250
			4未満	12	250
	④	廃棄物焼却炉(連続炉以外)	4以上	12	250

昭和46年 6月22日 厚生省、通産省令第1号

平成14年 5月15日 環境省告示第15号

(エ) 塩化水素

廃棄物焼却炉の排出口からの塩化水素について定められている排出基準を、表 3-2-17 に示す。

表 3-2-17 塩化水素に係る排出基準

令別表 第一の項	ばい煙発生施設の種類	塩化水素の 排出基準値 (mg/m ³ N)
13	廃棄物焼却炉	700

昭和52年 6月30日 環整第45号

(オ) 水銀

廃棄物焼却炉の排出口からの水銀について定められている排出基準を、表 3-2-18 に示す。

表 3-2-18 水銀に係る排出基準

大気汚染防止法の 水銀排出施設の種類	水銀の排出基準値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$)	
	新設	既設
廃棄物焼却炉 (火格子面積が 2m^2 以上) (焼却能力が $200\text{kg}/\text{h}$ 以上)	30	50

平成28年 9月26日 環水大大発第1609264号

イ 騒音規制法に基づく区域の指定状況、規制基準等

特定工場等で発生する騒音の規制基準を表 3-2-19 に、特定建設作業によって発生する騒音の規制基準を表 3-2-20 に示す。また、札幌市が定める札幌市生活環境の確保に関する条例施行規則に基づく工場等において発生する騒音、指定作業に伴って発生する騒音の許容限度を表 3-3-34 に示す。

自動車騒音に係る要請限度は、騒音規制法に基づき、表 3-2-22 のとおり設定されている。

北海道、札幌市、小樽市及び石狩市では、これらの規制基準及び要請限度を適用すべき地域の指定を行っており、影響範囲（騒音・振動）の騒音規制法に基づく規制区域を、図 3-3-15 に示す。事業実施区域は、騒音に係る規制区域外に位置している。

表 3-2-19 特定工場等において発生する騒音の規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間	朝・夕	夜間
	8時～19時	6時～8時 19時～22時	22時～6時
第1種区域	45デシベル以下	40デシベル以下	40デシベル以下
第2種区域	55デシベル以下	45デシベル以下	40デシベル以下
第3種区域	65デシベル以下	55デシベル以下	50デシベル以下
第4種区域	70デシベル以下	65デシベル以下	60デシベル以下
備考 第1種区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域 第2種区域：第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域 第3種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域 第4種区域：工業地域			

平成 7年 8月21日 札幌市告示第659号、660号

表 3-2-20 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

地域の区分	規制基準	作業ができる時間	1日の作業時間	同一場所における作業時間	日曜・休日の作業
1号区域	85デシベル	7時～19時	10時間を超えないこと	連続して6日を超えないこと	行わないこと
2号区域		6時～22時	14時間を超えないこと		
備考 1号区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域 2号区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域 ※工業専用地域、市街化調整区域は「特定建設作業」の対象外					

※学校、保育所、病院、診療所（患者の収容施設を有するもの）、図書館および特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80メートル以内の区域は、1号区域として定められている。

昭和43年11月27日 厚生省、建設省告示第1号

平成 7年 8月21日 札幌市告示第659号、661号

平成18年11月27日 札幌市告示第1869号

表 3-2-21 工場等、指定作業に伴って発生する騒音又は深夜営業に伴う騒音の許容限度

時間の区分 区分	昼間	朝	夕	夜間
	8時～19時	6時～20時	7時～22時	10時～6時
第1種区域	45デシベル以下	40デシベル以下		40デシベル以下
第2種区域	55デシベル以下	45デシベル以下		40デシベル以下
第3種区域	65デシベル以下	55デシベル以下		50デシベル以下
第4種区域	70デシベル以下	65デシベル以下		60デシベル以下

備考
 第1種区域：都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる
 第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域として定められた区域
 第2種区域：都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第一種中高層住居専用地域、
 第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び
 準住居地域として定められた区域
 第3種区域：都市計画法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域及び
 準工業地域として定められた区域
 第4種区域：都市計画法第8条第1項第1号に掲げる工業地域として定められた区域

平成7年8月21日札幌市告示 第660号

表 3-2-22 自動車騒音に係る要請限度

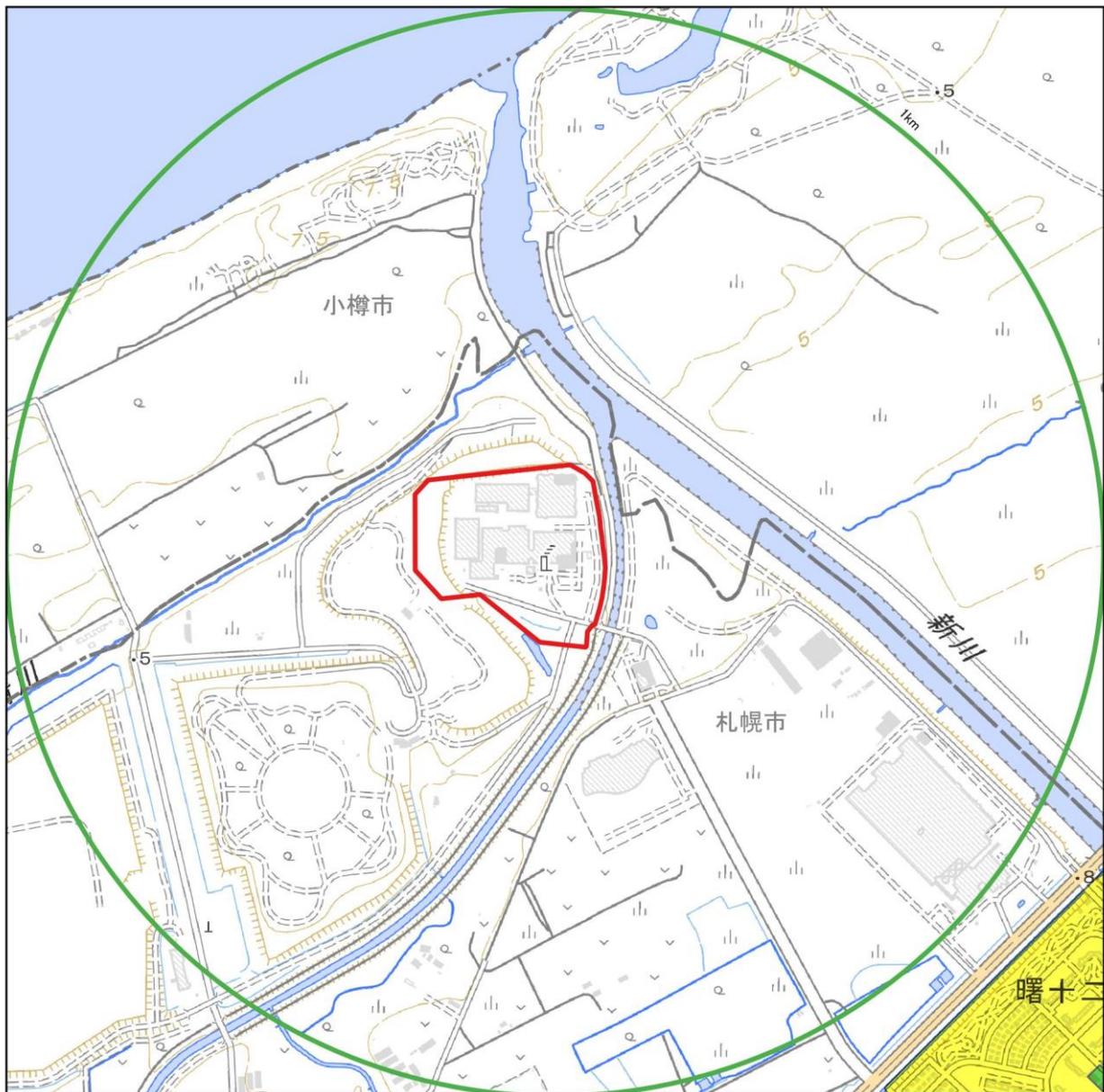
区域の 区分	道路区分	時間の区分	
		昼間	夜間
		6時～22時	22時～6時
a区域	1車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
	2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
b区域	1車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
	2車線以上の車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル
c区域	車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル
	幹線交通を担う道路に近接する区域	75デシベル	70デシベル

備考
 a区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、
 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域
 b区域：第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
 c区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域
 ※車線とは、1縦列の自動車（二輪のものを除く）が安全かつ円滑に走行するため必要な
 幅員を有する帯状の車道の部分をいう。

1. 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町
 村道にあっては4車線以上の車線を有する区間に限る。）等を表し、「幹線交通を担う道路
 に近接する空間」とは以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその
 範囲を特定する。
 2. 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：15メートル
 3. 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路：20メートル

平成12年 3月 2日 総理府令第15号

平成18年 3月28日 札幌市告示第286号



凡例

- 事業実施区域
- 市町村界
- 影響範囲(騒音・振動)
- 第1種区域
- 第2種区域



1 : 12,500

0 0.25 0.5 km



※この地図は、国土地理院発行の電子地形図(タイル)を使用したものである

出典：「都市計画情報サービス」(札幌市市民文化局 都市計画部ホームページ)
「小樽市都市計画閲覧サービス」(小樽市建設部都市計画課ホームページ)
「石狩市くらしマップ 都市計画」(石狩市ホームページ)

図 3-2-3 騒音規制法に基づく規制区域図

ウ 振動規制法に基づく区域の指定状況、規制基準等

特定工場等で発生する振動の規制基準を表 3-2-23 に、特定建設作業によって発生する振動の規制基準を表 3-2-24 に示す。

また、道路交通振動に係る要請限度は、振動規制法に基づき、表 3-2-25 のとおり設定されている。

北海道、札幌市、石狩市では、これらの規制基準及び要請限度を適用すべき地域の指定を行っており、影響範囲（騒音・振動）の振動規制法に基づく規制区域を図 3-3-16 に示す。事業実施区域は、振動に係る規制区域外に位置している。

なお、小樽市では、規制基準は定められていない。

表 3-2-23 特定工場等において発生する振動の規制基準

時間の区分 区域の区分	昼	夜
	8時～19時	19時～8時
第1種区域	60デシベル以下	55デシベル以下
第2種区域	65デシベル以下	60デシベル以下
備考 第1種区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、 第2種住居地域、準住居地域 第2種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域		

平成 7年 8月21日 札幌市告示第663号、664号

表 3-2-24 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

地域の区分	規制基準	作業ができる時間	1日の作業時間	同一場所における作業時間	日曜・休日の作業
1号区域	75デシベル	7時～19時	10時間を超えないこと	連続して6日を超えないこと	行わないこと
2号区域		6時～22時	14時間を超えないこと		
備考 1号区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、 第2種住居地域、準住居地域 2号区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域 ※工業専用地域、市街化調整区域は「特定建設作業」の対象外					

※学校、保育所、病院、診療所（患者の収容施設を有するもの）、図書館および特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80メートル以内の区域は、1号区域として定められている。

昭和51年11月10日 総理府令第58号

平成 7年 8月21日 札幌市告示第663号、665号

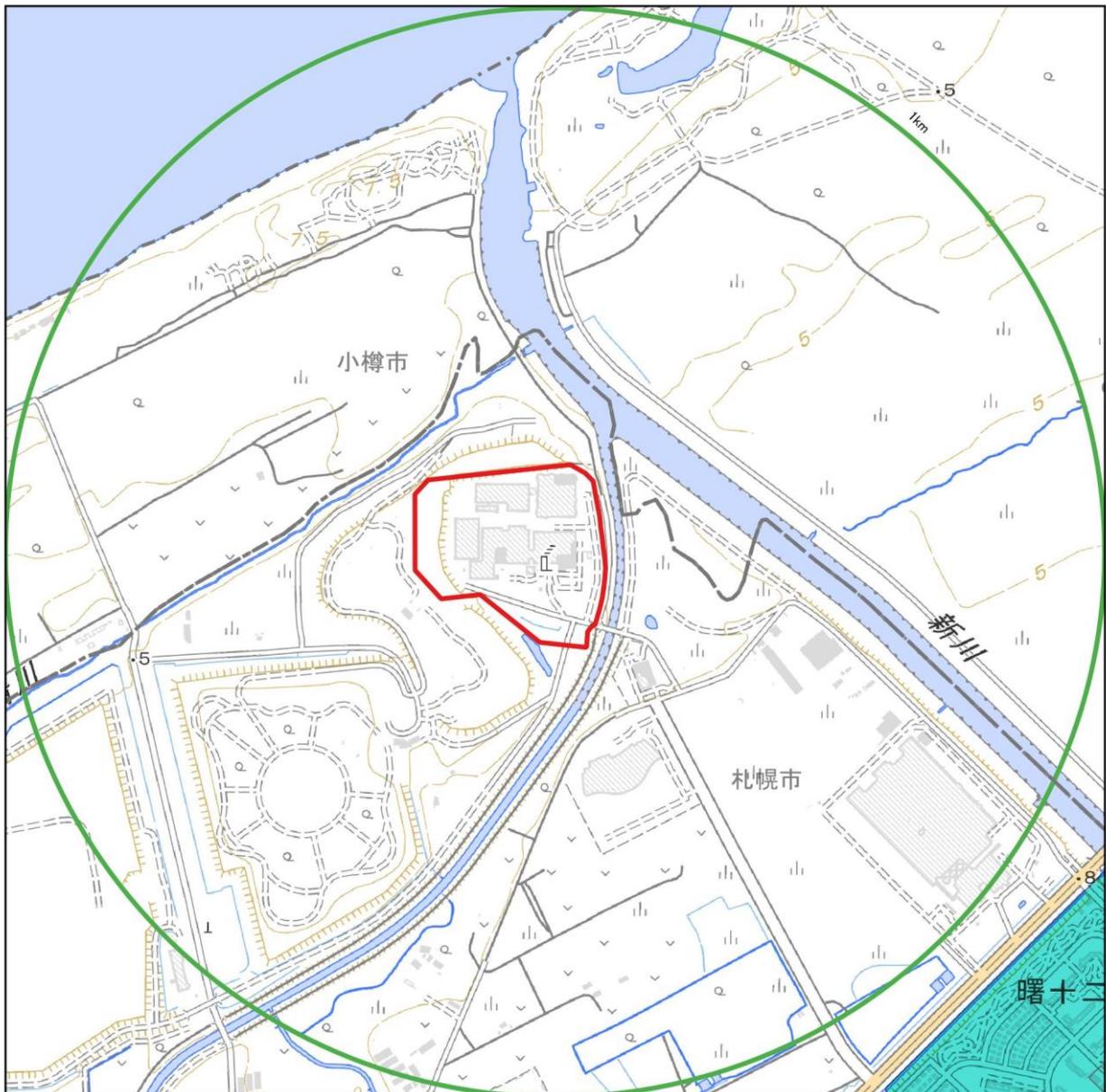
平成18年11月27日 札幌市告示第1869号

表 3-2-25 道路交通振動に係る要請限度

時間の区分 区域の区分	昼	夜
	8時～19時	19時～8時
第1種区域	65デシベル	60デシベル
第2種区域	70デシベル	65デシベル
備考 第1種区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、 第2種住居地域、準住居地域 第2種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域		

昭和51年11月10日 総理府令第58号

平成 7年 8月21日 札幌市告示第663号、664号



凡例

- 事業実施区域
- 市町村界
- 影響範囲(騒音・振動)
- 第1種区域



1:12,500

0 0.25 0.5 km



※この地図は、国土地理院発行の電子地形図(タイル)を使用したものである

出典：「都市計画情報サービス」(札幌市市民文化局 都市計画部ホームページ)
「小樽市都市計画閲覧サービス」(小樽市建設部都市計画課ホームページ)
「石狩市くらしマップ 都市計画」(石狩市ホームページ)

図 3-2-4 振動規制法に基づく規制区域図

エ 水質汚濁防止法に基づく排出基準及び指定水域又は指定地域

水質汚濁防止法では、公共用水域に排水を排出する施設を設置している工場等に対して規制を行っており、排出水中の有害物質や生物化学的酸素要求量（BOD）など各種有害物質と生活環境項目について許容限度を設定している。

排水基準には、総理府令で定める一律排水基準と北海道が条例で定める上乘せ排水基準があり、影響範囲（水質）の新川水系には上乘せ排水基準を定めている。

一律排水基準を表 3-2-26 及び表 3-2-27 に、また、新川水域における上乘せ排水基準を表 3-2-28 に示す。

表 3-2-26 水質汚濁防止法に基づく一律排水基準（有害物質）

有害物質の種類	許容限度	
カドミウム及びその化合物	1リットルにつきカドミウム0.03ミリグラム	
シアン化合物	1リットルにつきシアン1ミリグラム	
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る）	1リットルにつき1ミリグラム	
鉛及びその化合物	1リットルにつき鉛0.1ミリグラム	
六価クロム化合物	1リットルにつき六価クロム0.5ミリグラム	
砒素及びその化合物	1リットルにつき砒素0.1ミリグラム	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1リットルにつき水銀0.005ミリグラム	
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	
ポリ塩化ビフェニル	1リットルにつき0.003ミリグラム	
トリクロロエチレン	1リットルにつき0.3ミリグラム	
テトラクロロエチレン	1リットルにつき0.1ミリグラム	
ジクロロメタン	1リットルにつき0.2ミリグラム	
四塩化炭素	1リットルにつき0.02ミリグラム	
1,2-ジクロロエタン	1リットルにつき0.04ミリグラム	
1,1-ジクロロエチレン	1リットルにつき1ミリグラム	
シス-1,2-ジクロロエチレン	1リットルにつき0.4ミリグラム	
1,1,1-トリクロロエタン	1リットルにつき3ミリグラム	
1,1,2-トリクロロエタン	1リットルにつき0.06ミリグラム	
1,3-ジクロロプロペン	1リットルにつき0.02ミリグラム	
チウラム	1リットルにつき0.06ミリグラム	
シマジン	1リットルにつき0.03ミリグラム	
チオベンカルブ	1リットルにつき0.2ミリグラム	
ベンゼン	1リットルにつき0.1ミリグラム	
セレン及びその化合物	1リットルにつきセレン0.1ミリグラム	
ほう素及びその化合物	海域以外に排出	1リットルにつきほう素10ミリグラム
	海域に排出	1リットルにつきほう素230ミリグラム
ふっ素及びその化合物	海域以外に排出	1リットルにつきふっ素8ミリグラム
	海域に排出	1リットルにつきふっ素15ミリグラム
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100ミリグラム	
1,4-ジオキサン	1リットルにつき0.5ミリグラム	
備 考		
1. 「検出されないこと」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。		
2. 砒素及びその化合物についての排水基準は水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際、現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。		

昭和46年 6月21日 総理府令第35号

平成24年 5月23日 環境省令第15号

平成26年11月 4日 環境省令第30号

表 3-2-27 水質汚濁防止法に基づく一律排水基準（生活環境項目）

項 目		許容限度	日間平均
水素イオン濃度(水素指数) (pH)	海域以外の公共用水域に排出されるもの	5.8以上8.6以下	
	海域に排出されるもの	5.0以上9.0以下	
生物化学的酸素要求量(BOD)		160mg/L	120mg/L
化学的酸素要求量(COD)		160mg/L	120mg/L
浮遊物質(SS)		200mg/L	150mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)		5mg/L	—
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油類含有量)		30mg/L	—
フェノール類含有量		5mg/L	—
銅含有量		3mg/L	—
亜鉛含有量		2mg/L	—
溶解性鉄含有量		10mg/L	—
溶解性マンガン含有量		10mg/L	—
クロム含有量		2mg/L	—
大腸菌群数		—	3,000個/cm ³
窒素含有量		120mg/L	60mg/L
磷含有量		16mg/L	8mg/L
備 考			
<ol style="list-style-type: none"> 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。 この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。)に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であって水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。 磷含有量についての排水基準は、磷(りん)が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。 			

昭和46年 6月21日 総理府令第35号

平成19年 6月 1日 環境省令第14号

表 3-2-28 新川水域における上乘せ排水基準（生活環境項目）

業種又は施設	生物化学的酸素要求量 (BOD)		浮遊物質 (SS)	
	許容限度	日間平均	許容限度	日間平均
水産食料品製造業（排水量20m ³ /日以上50m ³ /日未満）	160mg/L	120mg/L	200mg/L	150mg/L
農産保存食料品製造業 （排水量20m ³ /日以上50m ³ /日未満）	160mg/L	120mg/L	200mg/L	150mg/L
みそ製造業（排水量20m ³ /日以上50m ³ /日未満）	160mg/L	120mg/L	200mg/L	150mg/L
蒸りゆう酒・混成酒製造業（排水量5,000m ³ /日以上）	80mg/L	60mg/L	—	—
動物系飼料及び有機質肥料製造業 （排水量10m ³ /日以上50m ³ /日未満）	160mg/L	120mg/L	200mg/L	150mg/L
紙製造業	—	—	150mg/L	110mg/L
洗たく業（排水量20m ³ /日以上50m ³ /日未満）	160mg/L	120mg/L	200mg/L	150mg/L
し尿処理施設（し尿浄化槽を除く。）	40mg/L	30mg/L	90mg/L	70mg/L
し尿浄化槽（昭和46年9月23日以前に設置されたもの）	120mg/L	90mg/L	—	—
し尿浄化槽（昭和46年9月24日から昭和47年9月30日までの間に設置されたもの）	80mg/L	60mg/L	—	—
し尿浄化槽（昭和47年10月1日以後に設置されたもの）	40mg/L	30mg/L	90mg/L	70mg/L
下水道終末処理施設（活性汚泥法又は標準散水ろ床法等によるもの）	—	20mg/L	—	70mg/L

昭和47年 4月 3日 北海道条例第27号

オ 悪臭防止法に基づく区域の指定状況、規制基準等

札幌市及び石狩市においては、臭気指数による悪臭規制を行っており、小樽市においては、濃度による悪臭規制を行っている。

工場等の敷地境界及び気体排出口における規制基準、排水水における規制基準を、表 3-2-29～表 3-2-30 に示す。

また、札幌市では都市計画法に基づく都市計画区域全域を悪臭規制地域に指定しており、図 3-3-17 のとおり事業実施区域を含んでいる。なお、影響範囲内に小樽市及び石狩市が指定する悪臭規制地域はない。

表 3-2-29 悪臭防止法に基づく悪臭原因物の規制基準（気体）

規制箇所	規制基準
工場等の敷地境界	臭気指数10
工場等の気体排出口	悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出して得られる臭気排出強度または臭気指数
注: 1 臭気指数とは臭いのある空気は無臭の空気では臭いの感じられなくなるまで希釈した場合の当該希釈倍数(臭気濃度)を次のように変換したものである。 $Z=10\log Y$ Y: 臭気濃度 Z: 臭気指数 2 気体排出口とは、大気中に悪臭を排出している煙突、換気口等の排出口をいう。	

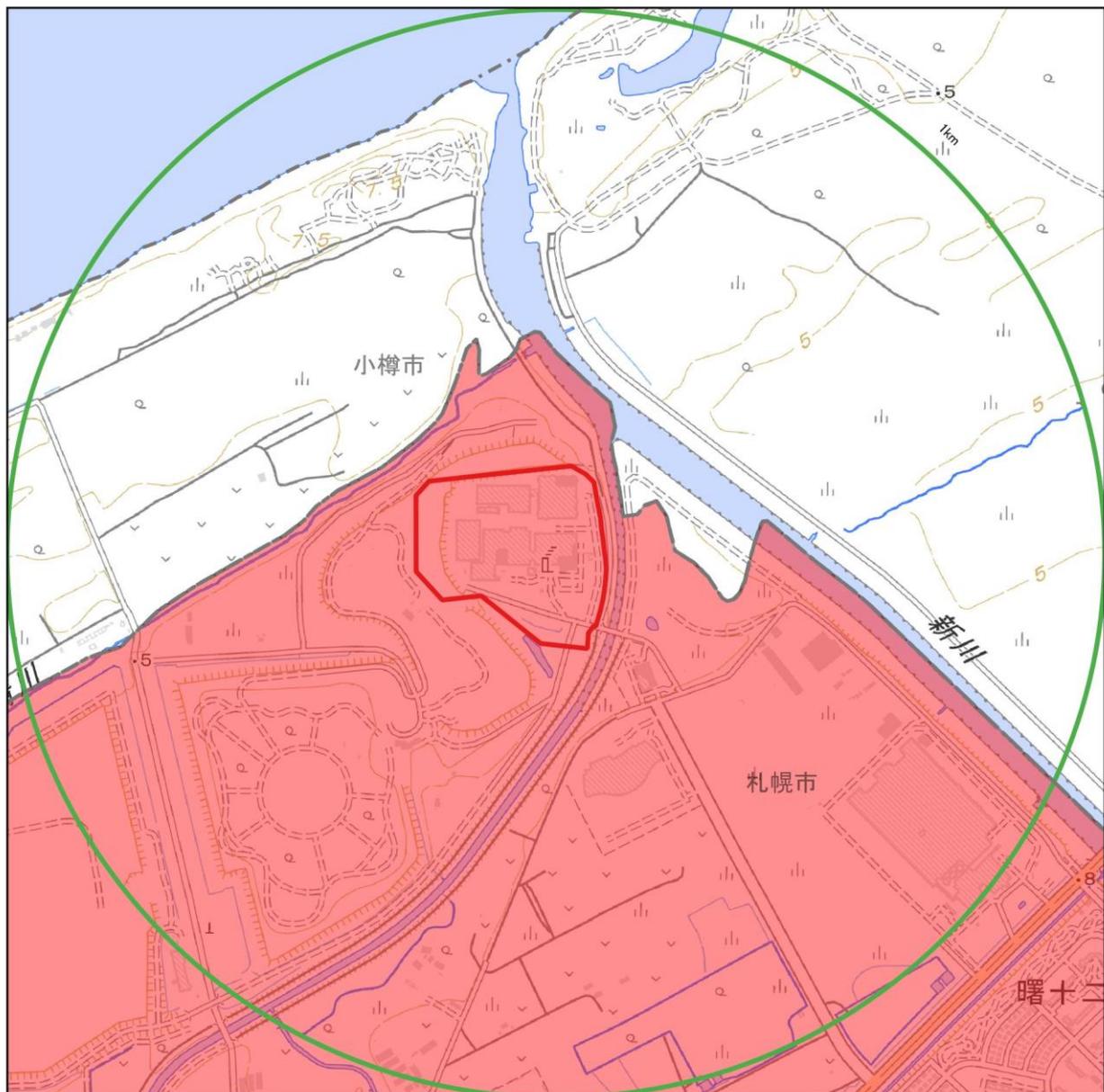
平成10年 5月25日 札幌市告示第581号(敷地境界)

平成11年 9月 9日 札幌市告示第909号(気体排出口)

表 3-2-30 悪臭防止法に基づく悪臭原因物の規制基準（排水水）

規制箇所	規制基準
排水水	臭気指数26
注: 排水水の臭気指数は、悪臭防止法第4条第2項第1号に掲げる値を基礎として、悪臭防止法施行規則第6条の3に定める式により算出する。 $I_w=L+16$ I_w : 排水水の臭気指数 L : 悪臭防止法第4条第2項第1号の規制基準として定められた値(臭気指数10)	

平成13年 3月 7日 札幌市告示第230号



凡例

- 事業実施区域
- 市町村界
- 影響範囲(悪臭(施設漏洩))
- 規制地域(札幌市全域)

※札幌市全域が臭気指数10未満の規制地域である。



1:12,500

0 0.25 0.5 km



※この地図は、国土地理院発行の電子地形図(タイル)を使用したものである

出典：「都市計画情報サービス」(札幌市市民文化局 都市計画部ホームページ)

図 3-2-5 悪臭防止法に基づく規制地域図

カ ダイオキシン類対策特別措置法に基づく規制基準等

(7) 大気汚染

廃棄物焼却炉の排出口からの排出ガス中のダイオキシン類について、焼却能力ごとに定められている排出基準を、表 3-2-31 に示す。

表 3-2-31 ダイオキシン類に係る排出基準（排出ガス）

特定施設の種類の		焼却能力 (t/h)	排出基準 (ng-TEQ/m ³ N)
廃棄物焼却炉	火床面積が $\geq 0.5\text{m}^2$ 以上、又は 焼却能力が $\geq 50\text{kg/h}$ 以上	4以上	0.1
		2~4	1
		2未満	5
備考)許容限度は温度が零度であって、圧力1気圧の状態に換算した排出ガスによるものとする。			
注)TEQとは毒性等価換算濃度のこと、ダイオキシン類の量をダイオキシン類の中で最も毒性の高い2,3,7,8-TCDDの量に換算したものをいう。			

平成11年12月27日 総理府令第433号

平成19年 6月11日 環境省令第15号

(イ) 水 質

特定施設の排出水中のダイオキシン類について定められている水質の排出基準を、表 3-2-32 に示す。

表 3-2-32 ダイオキシン類に係る排出基準（排水）

特定施設の種類の	水質排出基準 (pg-TEQ/L)
水質基準対象施設から排出される下水を処理する下水道施設	10
注)TEQとは毒性等価換算濃度のこと、ダイオキシン類の量をダイオキシン類の中で最も毒性の高い2,3,7,8-TCDDの量に換算したものをいう。	

平成11年12月27日 総理府令第67号

平成19年 6月11日 環境省令第15号

キ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく基準

西部スラッジセンターは「下水道管理者が自ら行う下水汚泥の処理」施設であるため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく基準が適用されない。

ク 下水道法に基づく排水基準

西部スラッジセンターは、下水道法で定める特定事業場（水質汚濁防止法に規定されている特定施設）に該当していない。

4) 自然環境の保全に関する法令に基づく区域又は地域の指定状況

ア 自然公園法に基づき指定された国立公園、国定公園

事業実施区域及びその周辺には、「環境緑地保護地区一覧表」（平成 23 年 4 月、北海道環境生活部）によると自然公園法に基づき指定された国立公園及び国定公園はない。

イ 北海道立自然公園条例に基づき指定された北海道立自然公園の区域

事業実施区域及びその周辺には、「北海道環境白書 ‘21」（令和 3 年 12 月、北海道環境生活部）及び「生物多様性情報システム 日本の自然保護地域 自然保護各種データ一覧」（環境省）によると北海道立自然公園条例に基づき指定された北海道立自然公園はない。

ウ 自然環境保全法に基づき指定された原生自然環境保全地域、自然環境保全地域

事業実施区域及びその周辺には、「北海道環境白書 ‘21」（令和 3 年 12 月、北海道環境生活部）及び「生物多様性情報システム 日本の自然保護地域 自然保護各種データ一覧」（環境省）によると自然環境保全法に基づく原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域の指定地域はない。

エ 北海道自然環境等保全条例に基づき指定された北海道自然環境保全地域

事業実施区域及びその周辺には、表 3-2-33 及び図 3-3-18 に示す箇所に、北海道自然環境等保全条例に基づく環境緑地保護地区がある。

なお、「環境緑地保護地区一覧表」（平成 23 年 4 月、北海道環境生活部）によると北海道自然環境等保全条例に基づく北海道自然環境保全地域、自然景観保護地区、学術自然保護地区及び記念保護樹木はない。

表 3-2-33 事業実施区域及びその周辺における環境緑地保護地区

図中 番号	名称	面積(ha)	場所	特徴	指定日
①	手稲山口 環境緑地保護地区	9.13	札幌市手稲区 手稲山口内運河敷の一部他	山口運河河畔のニセアカ シア、ポプラの並木	S47.3.25

出典：「環境緑地保護地区等指定一覧表」（令和 3 年 4 月、北海道環境生活部自然環境局）

オ 都市緑地法に基づき指定された特別緑地保全地区の区域

事業実施区域及びその周辺には、「生物多様性情報システム 日本の自然保護地域 自然保護各種データ一覧」（環境省）、94）「環境緑地保護地区一覧表」（平成 23 年 4 月、北海道環境生活部）及び「公園緑地の統計」（令和 6 年 3 月、札幌市建設局みどりの推進部）によると都市緑地法に基づく特別緑地保全地区はない。

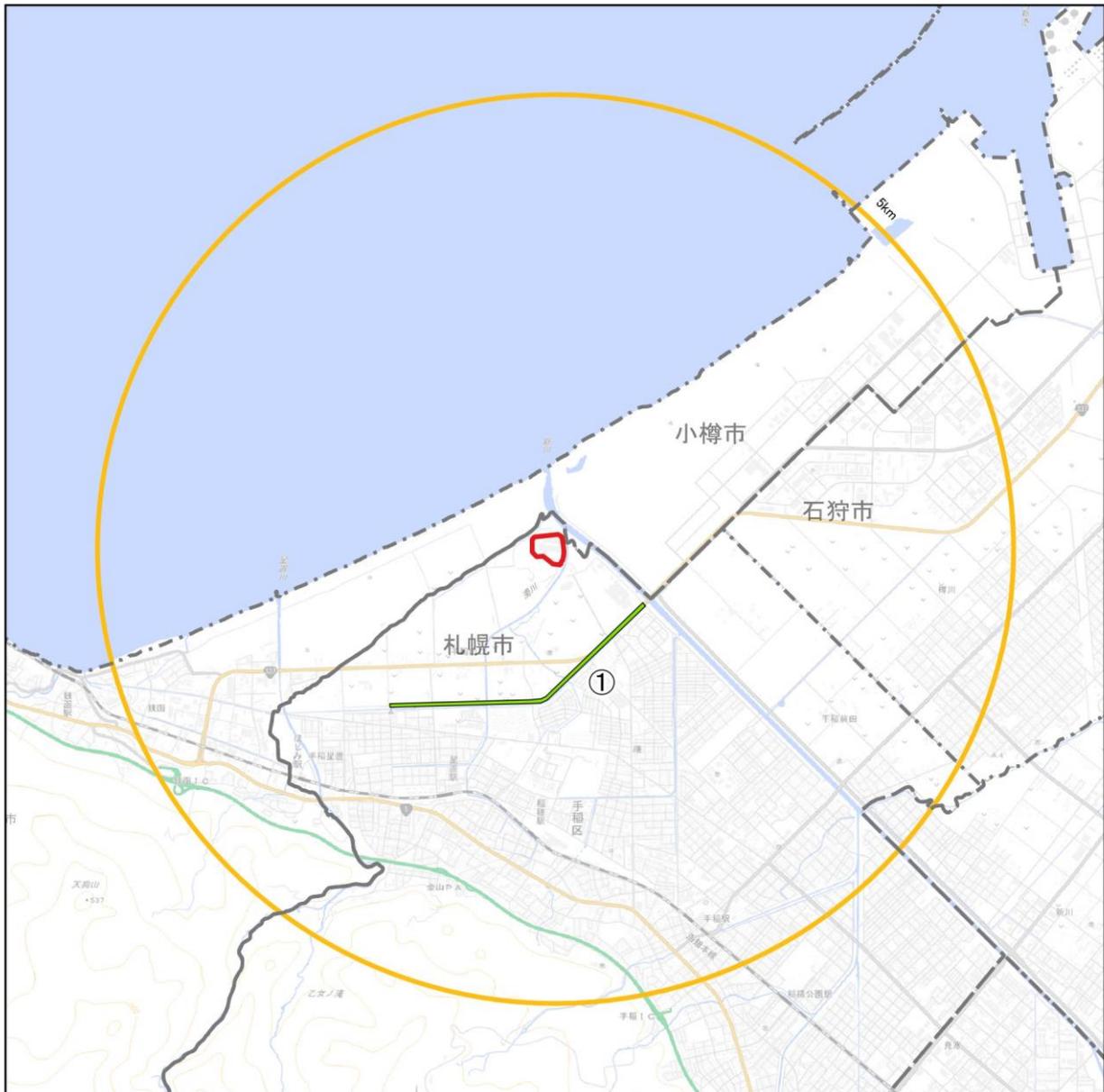
カ 森林法に基づき指定された保安林の区域

事業実施区域及びその周辺には、表 3-2-34 及び図 3-3-19 に示す箇所には、森林法に基づく保安林の指定箇所がある。

表 3-2-34 事業実施区域及びその周辺における保安林

図中 番号	種類	場所
①	防風保安林	小樽市銭函
②	防風保安林	小樽市銭函
③	防風保安林	石狩市樽川
④	防風保安林	石狩市新港
⑤	防風保安林	石狩市新港
⑥	防風保安林	石狩市樽川

出典：「公園緑地の統計」（令和 6 年 3 月、札幌市建設局みどりの推進部）



凡例

- 事業実施区域
- 市町村界
- 影響範囲(猛禽類及び生態系)
- 環境緑地
- ① 手稲山口環境緑地保護地域



1 : 75,000



※この地図は、国土地理院発行の電子地形図(タイル)を使用したものである

出典 : 「札幌市の公園緑地」(令和6年8月、札幌市建設局みどりの推進部)
 「GISで見る北海道の環境と資源」(北海道環境生活部環境保全局環境生活課)

図 3-2-6 環境緑地保護地区位置図



凡例

- 事業実施区域
- 市町村界
- 影響範囲(猛禽類及び生態系)
- ①～⑥ 防風保安林



1:75,000



※この地図は、国土地理院発行の電子地形図(タイル)を使用したものである

出典：「石狩空知森林計画区 第5次国有林野施業実施計画図」(平成30年3月、石狩森林管理署)

図 3-2-7 保安林位置図

キ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づき指定された生息地等保護区の区域

事業実施区域及びその周辺には、「公園緑地の統計」（令和6年3月、札幌市建設局みどりの推進部）によると絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区はない。

ク 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき設定された鳥獣保護区の区域

事業実施区域及びその周辺には、「鳥獣保護区等位置図 地図編（令和6年度版）」（令和6年8月、北海道環境生活部）及び「鳥獣保護区等位置図 別冊編（令和6年度版）」（令和6年8月、北海道環境生活部）によると鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区はない。

ケ 北海道生物多様性の保全に関する条例に基づき指定された区域等

事業実施区域及びその周辺には、「北海道環境白書‘24」（令和6年12月、北海道環境生活部）によると北海道生物多様性の保全に関する条例に基づき指定された生息地等保護区はない。

コ その他関係法令等に基づく区域等の指定状況

(7) 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に記載された自然遺産の区域

事業実施区域及びその周辺には、「公園緑地の統計」（令和6年3月、札幌市建設局みどりの推進部）によると世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約の世界遺産一覧表に記載された自然遺産の区域はない。

(イ) 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約に基づく湿地の区域

事業実施区域及びその周辺には、「鳥獣保護区等位置図 鳥獣保護区等区域詳細一覧」（令和6年8月、北海道環境生活部）によると特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約に基づく湿地の区域はない。

(ウ) 北海道自然環境保全指針に基づき選定された地域

事業実施区域及びその周辺には、「北海道自然環境保全指針」（平成元年7月、北海道保健環境部）によると北海道自然環境保全指針に基づくすぐれた自然地域はない。

(イ) 札幌市緑の保全と創出に関する条例に基づく市民の森、緑化推進地区、保存樹等

事業実施区域及びその周辺には、札幌市緑の保全と創出に関する条例に基づく「緑保全創出地域の平地のみどり（里山地域）」が、表 3-2-35 及び図 3-3-20 のとおり指定されているが、札幌市緑の保全と創出に関する条例第 12 条第 3 項第 6 号より、現西部スラッジセンターは都市計画決定を受けている施設のため、許可は不要となる。

また、「自然歩道の手稲山北尾根ルート」が、表 3-2-36 及び図 3-3-21 のとおり、「保存樹等」が、表 3-2-37 及び図 3-3-22 のとおり指定されている。

そのほか、同条例に基づく市民の森、緑化推進地区等は、事業実施区域及びその周辺には存在しない。

表 3-2-35 事業実施区域及びその周辺におけるすぐれた緑保全創出地域

図中 番号	種類	位置づけ
①	平地のみどり (里山地域)	市街化調整区域に位置し、農地や草場が広がる比較のみどり豊かな平地となっている。

出典：「第 4 次 札幌市みどりの基本計画」（令和 2 年 3 月、札幌市）

表 3-2-36 事業実施区域及びその周辺における自然歩道

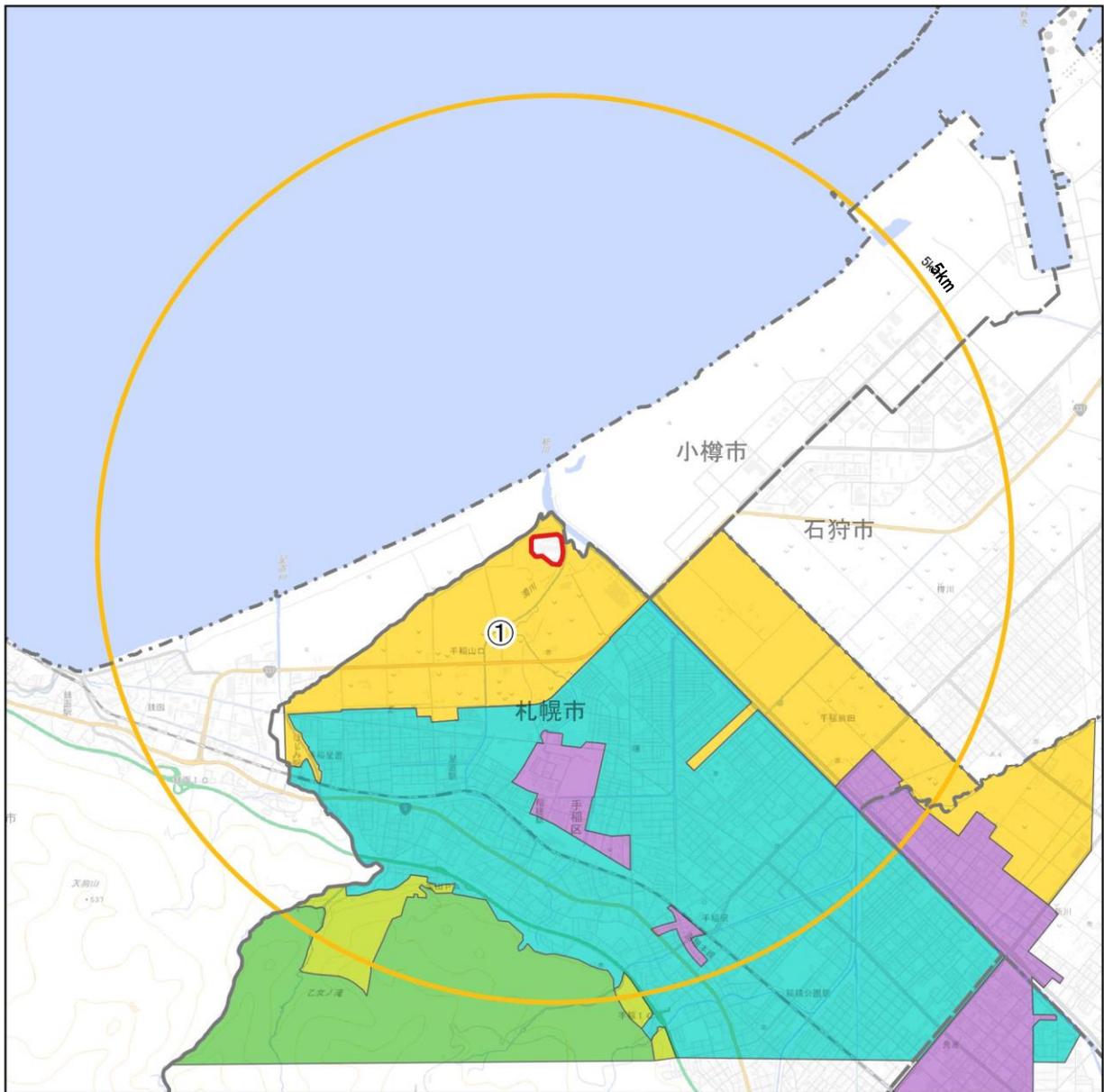
図中 番号	名称	距離
①	手稲山北尾根ルート	13.9km

出典：「札幌周辺自然歩道一覧」（令和 6 年、札幌市建設局みどりの推進部みどりの管理課）

表 3-2-37 事業実施区域及びその周辺における保存樹等

図中 番号	区分	樹種	本数(本)又は 面積(m ²)	所在地	指定年月日
①	保存樹木	アカマツ/クロマツ	1/1(本)	手稲区稲穂2条6丁目 11-15	昭和60年5月24日
②	保存並木	クリ、カンワ、イタヤカエデほか	2120(m ²)	手稲区手稲本町2条3丁目 手稲神社境内	昭和58年3月5日

出典：「保存樹等指定一覧表」（令和 6 年、札幌市建設局みどりの推進部みどりの管理課）



凡例

- 事業実施区域
- 市町村界
- 影響範囲(猛禽類及び生態系)
- 業務系市街地
- 山岳地域
- 住居系市街地
- 里山地域
- 里地地域
- ① 平地のみどり(里地地域)



1 : 75,000



※この地図は、国土地理院発行の電子地形図(タイル)を使用したものである

出典 : 「第4次 札幌のみどりの基本計画」(令和2年3月、札幌市)
「札幌市地図情報サービス」

図 3-2-8 緑保全創出地域位置図



凡例

- 事業実施区域
- 市町村界
- 影響範囲(猛禽類及び生態系)
- 自然歩道
- ① 手稲山北尾根ルート



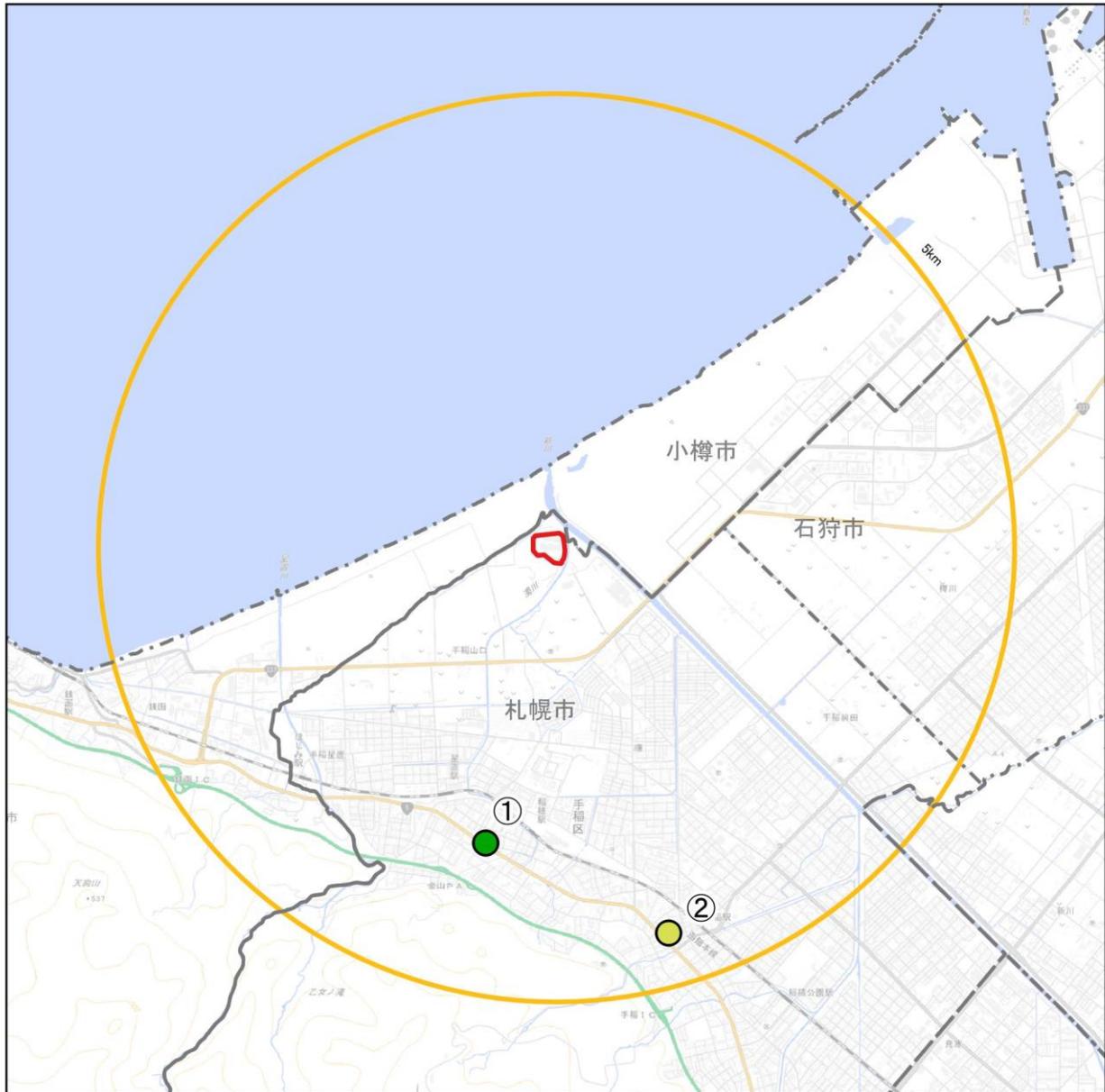
1:75,000



※この地図は、国土地理院発行の電子地形図(タイル)を使用したものである

出典：「札幌周辺自然歩道一覧」(令和6年、札幌市建設局みどりの推進部)

図 3-2-9 自然歩道位置図



凡例

- 事業実施区域
- 市町村界
- 影響範囲(猛禽類及び生態系)
- ①保存樹木
- ②保存並木



1 : 75,000

0 1 2 3 km



※この地図は、国土地理院発行の電子地形図(タイル)を使用したものである

出典：「保存樹等指定一覧表」(令和6年、札幌市建設局みどりの推進部)

図 3-2-10 保存樹等位置図

(オ) 都市環境緑地取得整備事業に基づく都市環境林

事業実施区域及びその周辺には、「公園緑地の統計 都市環境林一覧」（令和6年10月、札幌市建設局みどりの推進部）及び「公園緑地の統計 札幌周辺自然歩道一覧」（令和6年10月、札幌市建設局みどりの推進部）によると都市環境緑地取得整備事業に基づく都市環境林はない。

(カ) その他

a 地域のみどり

事業実施区域及びその周辺には、表 3-2-38 及び図 3-3-23 に示す箇所に、地域のみどりが存在する。

表 3-2-38 事業実施区域及びその周辺における地域のみどり

図中 番号	所在地	面積(m ²)
①	手稲区星置1条1丁目498-63ほか	2,454.87

出典：「公園緑地の統計」（令和6年10月、札幌市建設局みどりの推進部）



凡例

- 事業実施区域
 - 市町村界
 - 影響範囲(猛禽類及び生態系)
 - 地域のみどり
- ① 手稲区星置1条1丁目498-63ほか



1 : 75,000



※この地図は、国土地理院発行の電子地形図(タイル)を使用したものである

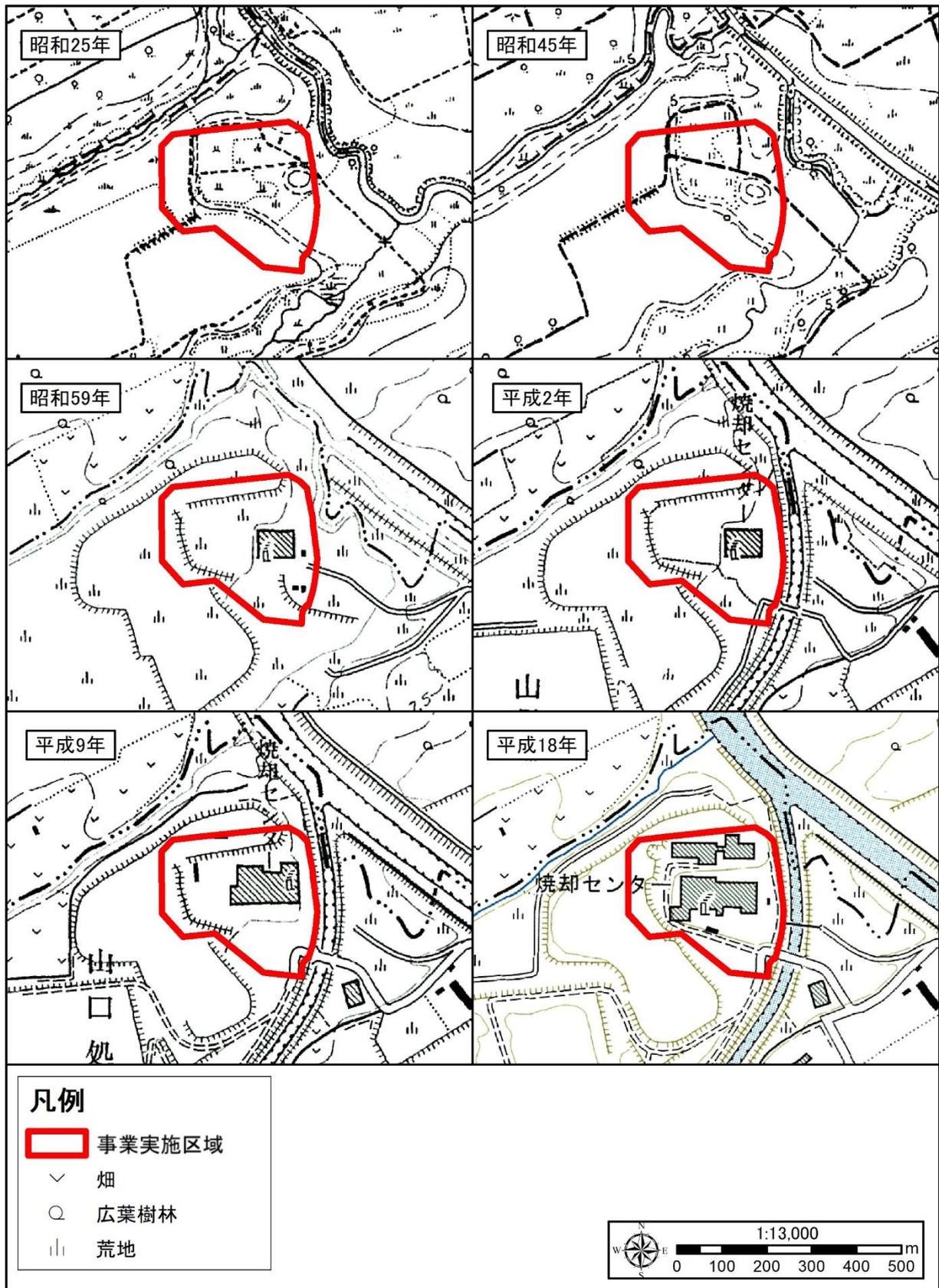
出典：「公園緑地の統計 地域のみどり一覧」(令和6年、札幌市建設局みどりの推進部)

図 3-2-11 地域のみどり位置図

サ 土地利用の変遷

事業実施区域及びその周辺の土地利用の変遷については、図 3-3-24 に示す「2.5 万分の 1 地形図（銭函）」（国土地理院）をもとに、以下に記載する。

- ・手稲山口地区の開拓は明治 14 年から始まった。
- ・昭和 45 年の地形図では水田が広がっているが、昭和 58 年には西部スラッジセンターの焼却施設の運転が開始され、造成地の周辺は雑草地となっている。
- ・平成 10 年以降は、周辺に手稲水再生プラザ、札幌市山口処分場、札幌市山口斎場、山口緑地等が造成されている。



出典：国土地理院「2.5万分の1地形図（銭函）」

図 3-2-12 事業実施区域周辺の土地利用の変遷

シ 資源等の保護・保存に関する法令に基づく区域又は地域の指定状況

(7) 文化財保護法に基づき指定された名勝又は天然記念物

a 指定文化財

事業実施区域及びその周辺には、表 3-2-39 及び図 3-3-25 に示す文化財保護法に基づく指定文化財が 1 箇所存在する。

表 3-2-39 事業実施区域及びその周辺における指定文化財

図中 番号	文化財の名称	区分		所在地
①	手稲山口バツタ塚	札幌市指定文化財	史跡	手稲区手稲山口324-308

出典：「札幌市内の指定文化財（国・道・市）」（令和 6 年 12 月現在、札幌市ホームページ）

b 埋蔵文化財

事業実施区域の周辺には、表 3-2-40 及び図 3-3-26 に示す埋蔵文化財包蔵地が 1 箇所存在する。

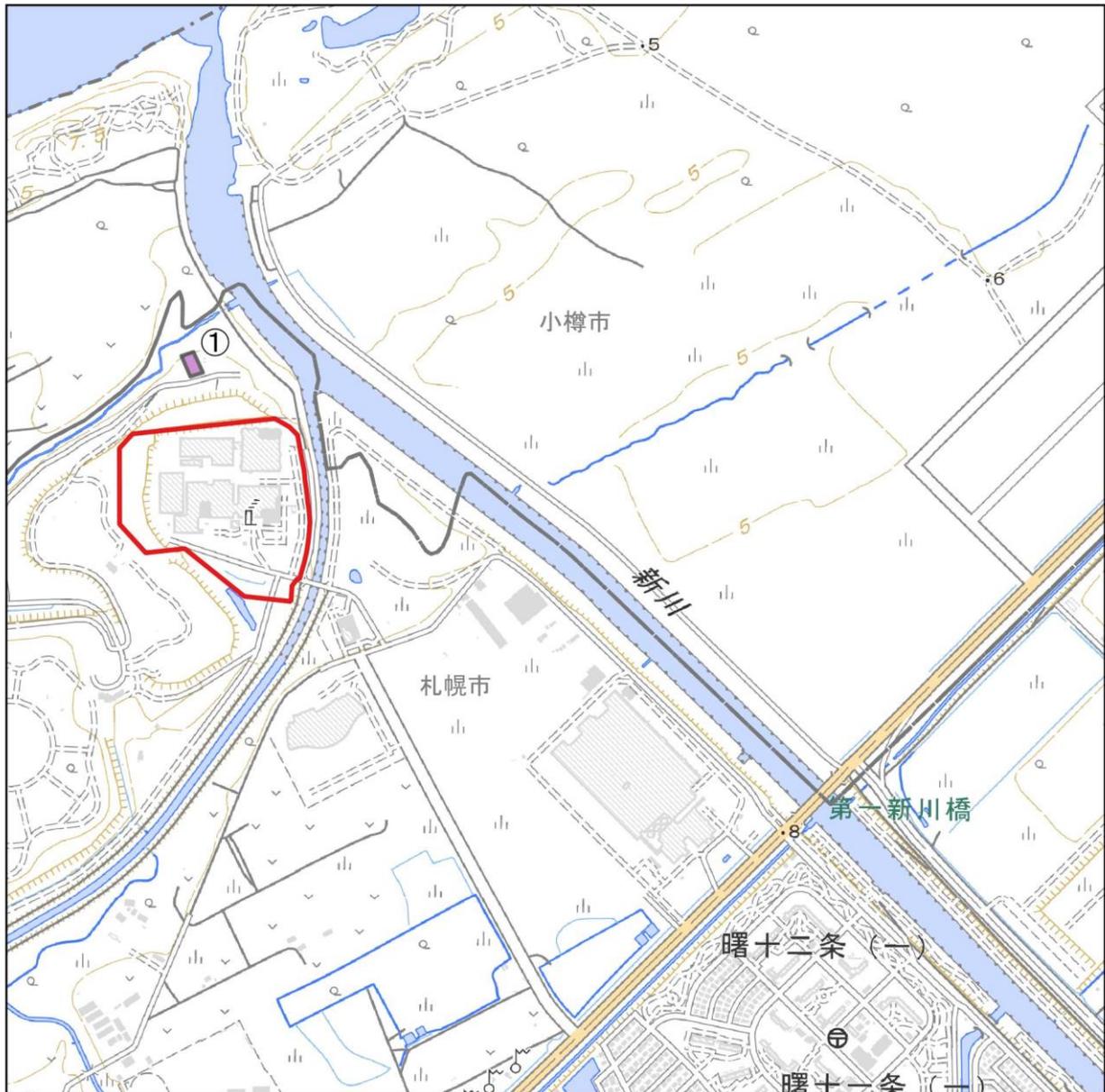
表 3-2-40 事業実施区域及びその周辺における埋蔵文化財

図中 番号	遺跡の名称	遺跡の時代	遺跡の種類	所在地
①	N489遺跡	縄文	遺物包含地	手稲区手稲前田

出典：「札幌市埋蔵文化財包蔵地分布図」（令和 6 年 4 月、札幌市埋蔵文化財センター）

(イ) 都市計画法に基づき指定された風致地区

事業実施区域の周辺に、「風致地区制度（風致地区一覧）」（令和 6 年 3 月 15 日、札幌市建設局みどりの推進部）によると都市計画法に基づく風致地区はない。



凡例

- 事業実施区域
- 市町村界
- 札幌市指定文化財
- ① 手稲山口バッタ塚



1:12,500

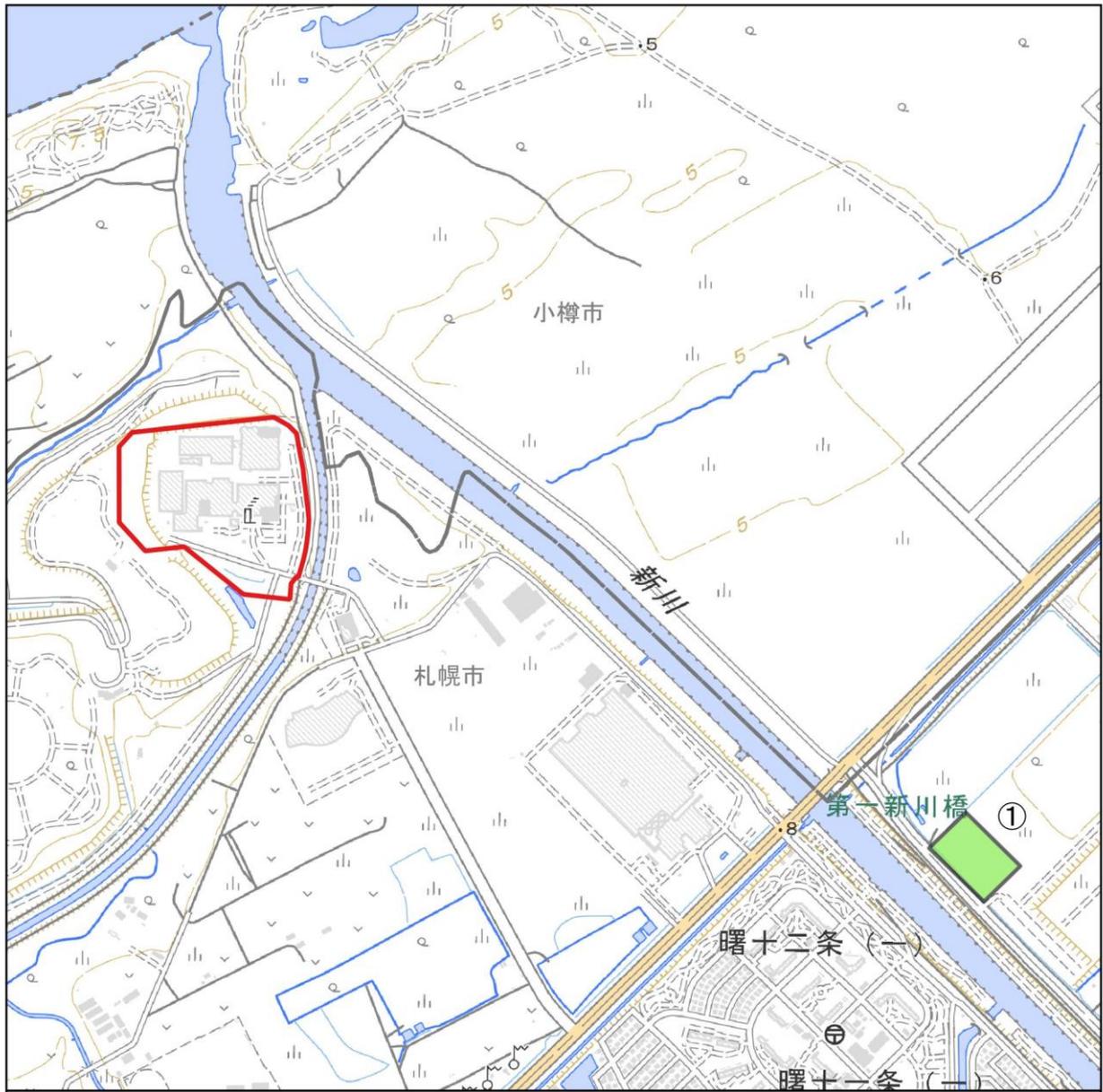
0 0.25 0.5 km



※この地図は、国土地理院発行の電子地形図(タイル)を使用したものである

出典：「札幌市内の指定文化財(国・道・市)」(令和6年12月現在、札幌市ホームページ)

図 3-2-13 指定文化財の位置



凡例

- 事業実施区域
- 市町村界
- 周知の埋蔵文化財包蔵地
- ① N489遺跡



1:12,500

0 0.25 0.5 km



※この地図は、国土地理院発行の電子地形図(タイル)を使用したものである

出典：「札幌市埋蔵文化財包蔵地分布図」(令和6年12月現在、札幌市埋蔵文化財センター)

図 3-2-14 埋蔵文化財の位置

ス 一定の環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域

(7) 砂防法に基づく砂防指定地

事業実施区域の周辺には、「北海道土砂災害警戒情報システム」（令和6年3月26日現在、北海道河川砂防課）によると砂防法に基づく砂防指定地はない。

(イ) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域

事業実施区域の周辺には、「北海道土砂災害警戒情報システム」（令和6年3月26日現在、北海道河川砂防課）によると急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域はない。

(ウ) 地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域

事業実施区域の周辺には、「北海道土砂災害警戒情報システム」（令和6年3月26日現在、北海道河川砂防課）によると地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域はない。

(エ) その他関係法令等に基づく区域等の指定状況

a 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域

事業実施区域の周辺には、「北海道土砂災害警戒情報システム」（令和6年3月26日現在、北海道河川砂防課）、「土砂災害警戒区域等指定状況」（令和6年3月26日現在、北海道建設部）及び「札幌市地図情報サービス 土砂災害マップ」（令和5年12月27日、札幌市）によると「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域はない。

b 札幌市地域防災計画【土砂災害対策】に基づく土石流危険渓流及び急傾斜地崩壊危険箇所

事業実施区域の周辺には、「札幌市地域防災計画【土砂災害対策】」（令和6年4月修正、札幌市防災会議）及び「札幌市地図情報サービス 土砂災害マップ」（令和5年12月27日、札幌市）によると「札幌市地域防災計画【土砂災害対策】」に基づく土石流危険渓流及び急傾斜地崩壊危険箇所の指定箇所はない。

(3) 国及び札幌市の環境保全に関する施策に係る項目

1) 「札幌市下水道ビジョン 2030」及び「札幌市下水道事業中期経営プラン 2025」

札幌市では、下水道事業について、今後 10 年間の基本方針や基本目標、取組の方向性をまとめた計画である「札幌市下水道ビジョン 2030」を策定している。加えて、このビジョンを実現するために、具体的な行動計画である「札幌市下水道事業中期経営プラン 2025」を策定し、計画的に事業を進めている。

本計画では、脱炭素・循環型社会への貢献していくため、省エネルギー設備の導入などの取組を引き続き実施するとともに、下水道エネルギー・資源の有効利用を更に進めていくこととしている。

本事業の実施に関しては、汚泥を焼却した廃熱を活用した焼却を実施するとともに、発生する焼却灰を建設資材等として 100%有効利用することとしている。